

「羽生市立地適正化計画（案）」についての意見募集結果

○ 意見提出者数 市民 2 人

○ 意見項目数 7 件

意見番号	項目番号	ご意見の内容 (概要)	該 当 す ペー ジ	該当箇所	意見に対する 羽生市の考え方	対応について
1	1	誘導方針 1 にある、 「若年層から居住地に選 択されるような都市機能 の誘導」について、若者 に魅力的な就職先を誘致 してほしい。 市内で仕事と生活が完 結できるような暮らしが できると魅力的に思え る。	34	第 3 章立地適正化計 画で示す将来の姿 3-1 まちづくりの方 針・誘導方針 誘導方針 1 都市機能の誘導	コロナ禍以降、強く意識されるよ うになった「職住近接」について、 本計画では具体的な位置付けはない ものの、都市の機能集積のひとつと 考えられます。 いただいた御意見は、今後のまち づくりの中で参考にさせていただきます。	計画（案）のと おりとします。
1	2	「洪水被害の低減を図 ります」とあるが、道路整 備された後、これまで 浸水しなかった場所まで 水がくることがあった。 街が便利になるよう整備 するときに、別の被害が 発生しないように考慮し てほしい。 南中近くの調整池もな くなってしまったが、そ れにより水害が発生して いないか心配。	86	第 6 章防災指針 6-4 防災まちづくりの 将来像・取組方針 (3) 防災まちづくりの 取組方針	南中学校と南部幹線との間の土地 では、岩瀬土地区画整理事業で調整 池を整備する前の段階で、空き地に 一時的な貯水機能を持たせていたと ころです。そのため、現在は調整池が その機能を担っています。 いただいた御意見のとおり、整備 とその影響については、今後のまち づくりにおいても、十分に検討して 取り組んでまいります。	計画（案）のと おりとします。

1	3	「都市機能の誘導」「居住の誘導」の中で、空き家・空き店舗の活用に触れているが、新居を建てずに空き家を購入するメリットがあると、若者が空き家のリフォームを選択しやすいと思う。 空き店舗活用や空き家空き地の活用にあたって、どこまで市が補助してくれるのかが示されると活用が進むのではないか。	97 98 101	第7章誘導施策 7-2 誘導施策 (1)都市機能の誘導に係る施策 (2)居住誘導に係る施策 7-3 低未利用土地利用等指針 (1)基本的な考え方	本計画では、各誘導区域における空き家等の増加、若年層の転出傾向から、若年層にも魅力ある「まちなか」を課題の1つとしています。 現在は、空き家購入やリフォームへの補助制度はありませんが、「羽生市商店街空き店舗対策モデル事業補助金」や「空き家・空き地バンク」により、空き店舗のリフォームや空き地活用を進めています。 これらの施策により、空き家等の活用を促すことで、魅力あるまちづくりに引き続き取り組んでまいります。	計画（案）のとおりとします。
1	4	「公共交通ネットワークの目標」にある満足度の12%上昇のためには、あいあいバスの使いにくさ(車椅子を固定できないなど)を改善する必要があると思う。 マイクロバスから一般的な路線バスに変えることや、小中学校の通学に利用できるようにならないかなどを検討していただきたい。	106	第8章目標指標及び進捗管理 8-2 目標指標の設定 (3)目標指標3：公共交通ネットワークに関する目標指標	あい・あいバスについては、本計画の中で、居住地と拠点を結ぶ「支線的公共交通」と位置付けていることから、ルートの見直し等により、利便性を維持することとしています。 今後も、引き続き本市に適した交通ネットワークを検討し、移動手段の充実を図ってまいります。	計画（案）のとおりとします。

2	5	東武運輸が管理しているビル周辺を中心に、市民プラザまでの区画を開発し、まちを生まれ変わらせたほうがいいと思う。	47 55	第4章 都市機能誘導区域・誘導施設 4-1 都市機能誘導区域 (4) 都市機能誘導区域の設定 4-2 誘導施設 (2) 都市機能誘導の考え方 2) 誘導施設の整理 ② 都市機能誘導方針の観点から施設を誘導すべき区域	御指摘の区域は、本計画で「羽生駅周辺」の都市機能誘導区域とした区域であり、生活利便施設や商業・業務機能等多様な都市機能の維持・誘導を図ることとしています。	計画（案）のとおりとします。
2	6	羽生市が関連の下水道等の移動や改修をするなどを検討し、埼玉県が、なるべく早く無電柱化工事を始められるよう準備した方が良くと思う。	90	第6章 防災指針 6-5 具体的な取組・スケジュール (2) 取組施策の概要 避難路の確保	本計画では、防災指針にて災害時の交通を確保するため、無電柱化の促進に努めることとしています。 羽生駅東口にある、駅前大通線の無電中化については、現在工事が進んでおり、下水道等の関係課とも、連携して事業を行っております。	計画（案）のとおりとします。
2	7	南羽生駅周辺に、コンビニエンスストアがあってもいいと思う。	56	第4章 都市機能誘導区域・誘導施設 4-2 誘導施設 (3) 誘導施設を誘導する区域の決定	本計画では、コンビニエンスストアを適地型とし、拠点だけでなく分散的に立地することで、まちの利便性が高まるものと考えております。	計画（案）のとおりとします。